

福祉都市委員会資料

○ 請 願 審 査

6年請願第2号

市民会館跡地の公園整備について

P1～P7

令和 6年 8月 29日

住宅都市局

1 請願事項

6年 請願第2号

市民会館跡地の公園整備について

1. 市民会館跡地の整備については広く市民の声が反映できるよう、市は意見交換及び意見聴取の場として札幌市の気候市民会議のような無作為抽選の市民と公募市民で構成する「市民会館跡地の整備に関する市民会議」を設置すること。
2. 市は市民会議の意見を尊重し、市民会館跡地の整備に反映させること。
3. 現況調査を実施し、2009年策定の新・緑の基本計画を早急に改定すること。

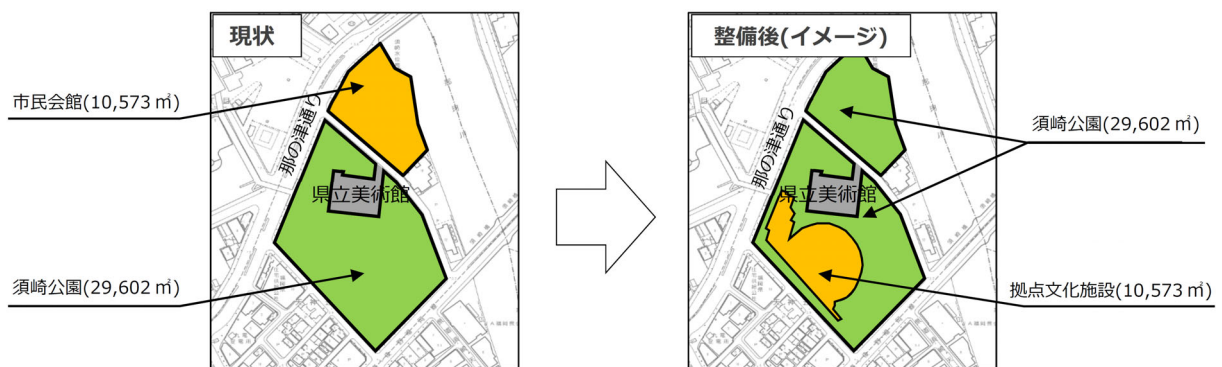
2 福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業の概要

(1) 事業概要

①事業内容

須崎公園は、昭和26年に開園し、昭和38年開館の市民会館と共に、多くの市民に親しまれてきたが、須崎公園、市民会館ともに供用開始より50年以上が経過し、施設の老朽化などが進んでいることから、当該エリアを、天神エリアとウォーターフロントエリアを結ぶ新たな回遊拠点として、須崎公園と拠点文化施設を一体的に整備・活用することで、両施設の魅力が互いに重なり合った、緑あふれる文化芸術空間の創出に取り組むもの。

現在の須崎公園内に新たに拠点文化施設を整備したうえで、拠点文化施設と須崎公園の一部供用（R7.3 予定）を行った後、現市民会館を解体し、跡地を須崎公園として拡張整備する（R9.3 予定）。



②事業契約相手方及び指定管理者に指定する者

株式会社福岡カルチャーベース 代表取締役 森本 和彦

※ 福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業実施のための特別目的会社(SPC)

③契約価格 25,207,599,351 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

④事業期間 令和2年6月23日～令和22年3月31日まで

⑤業務内容

設計業務、建設業務、工事監理業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務

⑥拠点文化施設の整備方針

「拠点文化施設としてふさわしいデザイン」、「公園と調和したデザイン」
「機能的な施設づくり」、「わかりやすい動線計画」、「ユニバーサルデザインへの配慮」、「環境への配慮」

〔 大ホール（約2,000席）、中ホール（約800席）、小ホール（約150席）、
リハーサル室・練習室、エントランスホール 〕

(2) 須崎公園再整備の概要

再整備方針等（平成 29 年 12 月議会報告）

- より魅力的な公園へ
 - ・多面的に利用できるオープンスペースの充実
 - ・都市の魅力向上に寄与する緑豊かな美しい公園景観の形成
 - ・拠点文化施設及び県立美術館との連携強化や水辺空間の活用
- より快適に過ごせる公園へ
 - ・災害時の避難場所の確保
 - ・誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン
 - ・見通しの確保や夜間も利用しやすい環境の創出
- より地域や民間と連携する公園へ
 - ・地域と共働した公園づくり
 - ・民間活力を導入しやすい事業スキームの活用
 - ・拠点文化施設と連携した公園の維持管理運営

水辺ゾーン	水辺の雰囲気を楽しみながら憩う場
<ul style="list-style-type: none"> ・水辺の空間を活かし、デザイン性ある設えや演出照明を行う 	
芝生広場ゾーン	水辺を望みながらくつろげる広場
<ul style="list-style-type: none"> ・芝生広場を設ける ・アート性を兼ね備えた遊具を設置する 	
桜並木ゾーン	既存の桜を活かし砲台跡等の歴史を感じさせる広場
<ul style="list-style-type: none"> ・既存の桜を活かした空間づくりを行う ・砲台跡について解説板の設置を行う 	
イベント広場ゾーン	イベントや災害避難にも対応する広場
<ul style="list-style-type: none"> ・舗装広場を設ける ・イベントを想定した設備を設ける 	
エントランスゾーン	来訪者を出迎える公園の顔となる広場
<ul style="list-style-type: none"> ・地区の顔となる格調高い空間づくりを行う ・待ち合わせなどの滞留スペースを確保する 	



(3) 福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業に関するこれまでの経緯と今後のスケジュール

平成 24 年 3 月	拠点文化施設基本構想 策定
平成 25 年 3 月	議会報告 【拠点文化施設基本計画（案）の中間報告】
平成 27 年 3 月	議会報告 【福岡市拠点文化施設基本計画（案）の検討状況について】
平成 28 年 2 月	議会報告 【福岡市拠点文化施設基本計画（案）について】
平成 28 年 3 月	地域住民への福岡市拠点文化施設基本計画（案）説明会 福岡市拠点文化施設基本計画（案）の市民意見募集
平成 28 年 6 月	議会報告 【福岡市拠点文化施設基本計画について】 福岡市拠点文化施設基本計画 策定
平成 28 年 9 月	議会報告 【須崎公園の再整備について】
平成 29 年 12 月	議会報告 【福岡市拠点文化施設の整備について】 【須崎公園の再整備について】 【須崎公園の変更予定について（都市計画公園の変更）】
平成 30 年 2 月	都市計画審議会報告 【都市計画公園の変更（須崎公園）】
平成 30 年 12 月	議会報告 【福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業 実施方針の策定等について】 【須崎公園再整備事業に係る実施方針の策定等について】
平成 31 年 3 月	議決 【一般会計予算案（債務負担行為）】 議会報告 【特定事業の選定について】
平成 31 年 4 月	入札公告
令和 2 年 1 月	落札者の決定

令和 2年 3月	議決 【一般会計予算案（債務負担行為）】	
	議会報告 【事業者選定結果等について】 【都市計画公園の変更（須崎公園）】	
令和 2年 6月	議決 【福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業に係る契約の締結について】 【福岡市拠点文化施設条例案】 【福岡市拠点文化施設等に係る指定管理者の指定について】 【都市公園区域の一部廃止について（須崎公園）】 【福岡市公園条例の一部を改正する条例案】	
	都市計画審議会 承認 【都市計画公園の変更（須崎公園）】	…参考資料 p. 1
令和 3年 6月	地域住民への工事に関する説明会	
令和 3年 8月	工事着工	
令和 4年 5月	請願審査（3年請願第15号、3年請願第17号）	
	・第15号「須崎公園2期工事において住民説明会を開催し、土と緑を生かした公園づくりを実施することについて」	…参考資料 p. 14・17
	・第17号「須崎公園より移植された樹木の管理及び時代に合った新・緑の基本計画の作成について」	…参考資料 p. 23・27
令和 5年 2月	議決 【福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業に係る契約の一部変更について】	…参考資料 p. 32
令和 6年 4月	須崎公園協議会 設置	…参考資料 p. 39
令和 7年 3月(予定)	拠点文化施設および須崎公園（一部）供用開始	
令和 9年 3月(予定)	須崎公園全面供用開始	

3 福岡市新・緑の基本計画の概要について

(1) 緑の基本計画とは

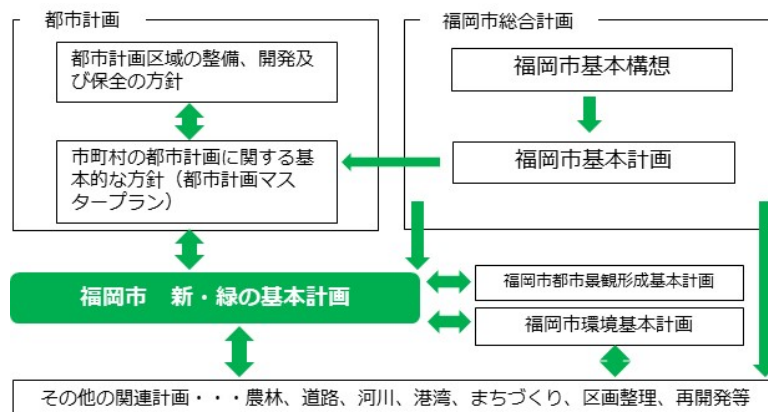
- 都市緑地法第4条に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」である。
- 都市公園の整備など都市計画法に基づく諸制度の活用のみならず、道路、河川などの公共公益施設の緑化、市民や企業などの民有地における緑地の保全や緑化、さらに緑化意識の普及啓発などソフト面の施策も含めた、都市の「緑」全般に関する幅広い総合計画である。

(2) 目標年次

計画策定より概ね10年後の2020年（令和2年）を目標年次としている。また、2020年以降についても本市の緑について「将来の望ましい姿」を示している。

(3) 計画の位置づけ

「福岡市基本計画」等の上位計画や「福岡市都市計画マスタープラン」等の関連計画との整合を図り、それらの緑に関する部門を支える計画として位置づけている。

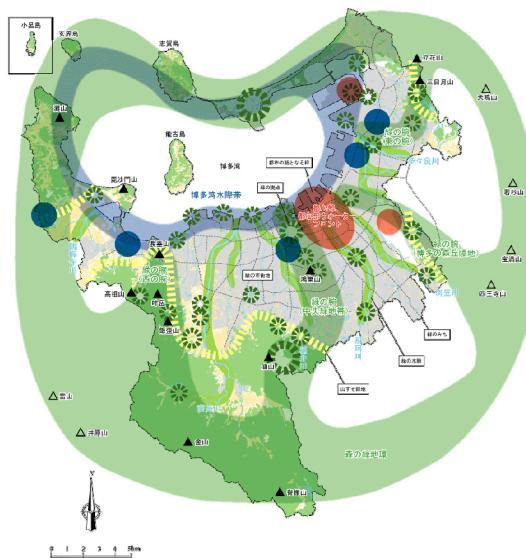


(4) 基本理念及び将来像図

「基本理念」及び市民・企業と行政が共通の認識を持って緑のまちづくりを進めていくことができるよう、「緑の将来像図」を示している。

風格ある 緑豊かな 環境共生都市・福岡をめざして
～市民・地域・企業とともに～

凡 例	
	森の緑地環 緑の腕
	山すそ緑地
	博多湾水際帯
	緑の水脈
	緑のみち
	緑の視点
	都市の顔となる緑
	新たなまちづくりに おける緑の導入
	緑の市街地
	樹林地
	農地
	河川・水面等



(5) 改定状況

計画策定から10年以上が経過していることから、緑の現状や社会情勢等の変化などを踏まえ改定する必要がある、改定にあたっては、第10次福岡市基本計画、都市計画マスタープランなどの上位計画や関連計画の改定にあわせ、様々な分野の有識者12名から構成される「福岡市緑の基本計画検討委員会」を設置し意見を聴取するとともに、次期基本計画策定に向けた市民意見募集「みんなでつくる福岡市の将来計画プロジェクト」や市政アンケート調査、福岡市の緑に関するアンケート調査などにより、福岡市の将来を担う子どもなど、幅広い世代の市民意見を聴取し、議会にも報告しながら取り組んでいる。

なお、改定着手後、緑の基本計画の根拠である都市緑地法の改正法案が令和6年2月13日に閣議決定、先の通常国会で可決成立し5月29日に公布された。(施行は公布後6月以内)

本改正により、市町村が定める緑の基本計画は、国が定める「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という)」に基づくとともに、これに基づき県が策定することができる「当該都道府県の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画(以下「広域計画」という)」を勘案して定めるとの規程が設けられたことから、現在、国や県の状況等も注視しつつ、改定作業に取り組んでいる。

令和4年 2月 議会報告

【「福岡市新・緑の基本計画」の実績報告と改定について】

…参考資料 p.40

令和5年 4～10月 次期基本計画策定に向けた市民意見募集

「みんなでつくる福岡市の将来計画プロジェクト」

令和5年 6月 議会報告

【福岡市緑の基本計画の改定について】

…参考資料 p.49

令和5年 10月 市政アンケート調査

令和5年 11月 第1回 福岡市緑の基本計画検討委員会

令和5年 12月 議会報告

【福岡市緑の基本計画の改定について】

…参考資料 p.57

令和6年 1～2月 福岡市の緑に関するアンケート調査

令和6年 1月 第2回 福岡市緑の基本計画検討委員会

令和5年 5月 「都市緑地法の一部を改正する法律」
(以下「改正都市緑地法」という) 公布

令和6年 8月 第3回 福岡市緑の基本計画検討委員会

令和6年 11月 改正都市緑地法施行
国において「基本方針」策定・公表(予定)

令和6年 12月 第10次福岡市基本計画 議案上程(成案)(予定)

令和7年度 福岡市緑の基本計画改定(予定)

4 請願に対する基本方針

- (1) 市民会館跡地の整備については広く市民の声が反映できるよう、市は意見交換及び意見聴取の場として札幌市の気候市民会議のような無作為抽選の市民と公募市民で構成する「市民会館跡地の整備に関する市民会議」を設置すること。
- (2) 市は市民会議の意見を尊重し、市民会館跡地の整備に反映させること。

須崎公園（昭和 26 年開園）と市民会館（昭和 38 年開館）については、ともに供用開始より 50 年以上が経過し、施設の老朽化などが進んでいることから、「福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業」として、一体的に整備を進めることとし、平成 24 年に「拠点文化施設基本構想」を策定し、適宜、議会に報告しながら、28 年に広く市民の皆様を対象とした市民意見募集などを実施し、「福岡市拠点文化施設基本計画」を策定した。本事業については、拠点文化施設と須崎公園の一体的整備を行い、市民会館跡地を須崎公園として整備し、維持管理・運営していくことを業務内容とし、31 年 4 月に入札公告を行い、令和 2 年 1 月に落札者が決定した。

2 年 3 月に、現在の施設配置を前提に公園区域の変更（案）の縦覧を行い、6 月の都市計画審議会を経て、公園区域が変更され、同月に議会の議決を経て、現在の須崎公園エリアと市民会館エリアを段階的に供用開始する事業契約を落札者と締結、3 年 6 月 21 日、24 日、26 日に地域住民を対象とした工事説明会を実施した後、8 月に工事着工し、7 年 3 月の一部供用開始、9 年 3 月の全面供用開始を目指して取り組んでいる。

なお、市が定めた要求水準書に基づき、事業者において、当該校区の自治協議会長をはじめ、近隣の自治会長・町内会長等から組織される「須崎公園協議会」を、6 年 4 月 26 日に設置後、毎月開催しており、整備内容や進捗状況、公園利用などについて共有しながら、事業に取り組んでいる。

今後とも、地域とも連携しながら魅力的で快適な緑豊かな公園となるよう取り組んでいく。

…参考資料 p. 61

- (3) 現況調査を実施し、2009 年策定の新・緑の基本計画を早急に改定すること。

緑の基本計画については、4 年度から 5 年度にかけて、緑の現況調査を実施し、令和 5 年 6 月議会で改定着手について、12 月議会で改定状況について報告後、6 年 12 月議案上程予定の第 10 次福岡市基本計画や 7 年度策定予定の都市計画マスタープランなどの上位計画や関連計画の改定状況を踏まえ、また、法に基づき 6 年 11 月に策定・公表予定の国の「基本方針」を反映し、7 年度中の改定を目指して取り組んでいる。

引き続き、これら上位計画等の策定状況を踏まえ、検討委員会で有識者からの意見も聞きながら検討を行い、議会にも報告しながら改定に取り組んでいく。

…参考資料 p. 63

…参考資料 p. 115